

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年9月15日)

陳情8年地域第18号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
8年－18 (R8.8.28)	地 域	鳥取県議会議員等の選挙における選挙運動用自動車使用等に係る県費負担条例の改正について	
▶陳情事項 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の大幅な改正を求める。			

▶陳情理由

鳥取県の選挙公営制度に関しては、平成27年第20号及び和7年第13号でも要望したが、国に準じた制度であり国の改正に対応してその都度改正してきているなどの理由から不採択とされた。

- ① 掲示場用ポスターの印刷枚数について鳥取県ではポスター掲示場数の2倍を限度としているが、県内の市町村ではポスター掲示場数と同じとする団体が19団体に14団体もあり、それは平成4年の公職選挙法の改正で地方の選挙でも公営制度の導入が可能になった際に「選挙期間の短い選挙にあってはポスター掲示場数を作成枚数の限度とすることが適当」との考えを当時の自治省選挙部が示されたことによるようである。鳥取県では選挙期間が17日間の知事選挙はまだしも、市の選挙の7日間と大差のない9日間の県議会議員選挙の場合も国に準じてポスター掲示場数の2倍とされているが、現在の県議会議員選挙の実態を見たとき、何故そんなに多くの印刷枚数が必要なのか大いに疑問です。印刷枚数を自主的に説明可能な枚数に減らすことが困難であれば、県内市町村に習って限度枚数自体を減らすことを要望する。
- ② また、令和5年の県議会議員選挙の際の500円未満と千円クラスの掲示場用ポスターの質にどれほどの差異があるのか確認しようとしたら、鳥取県選挙管理委員会には保管していない、選挙時も候補者からの業者との契約締結の報告と業者からの請求書に従って支払っており、どのようなポスターやビラが作成されたのかは確認していないとのことであり、これも国の制度に準じてのことであろうが、県費の支払手続としては大いに違和感があった。県費を支払う以上、どのようなものが作成されたのかを県としても確認するとともに、後日県民の方からの実物を確認したい等との要望に応えることができる制度に改められることを要望する。
- ③ さらに選挙運動用自動車の使用を運行契約で一括して行う場合は、車両借用（1日当たり161百円が上限）、燃料供給（1日当たり77百円が上限）及び運転手雇用（1日当たり125百円が上限）のための契約をそれぞれ個別で行う場合（合計で1日当たり365百円が上限）に比べ限度額が相当高額（1日当たり645百円が上限）になっている。日吉津村、日南町及び日野町では一括契約の場合に独自の金額を、日南町では車両借用、燃料供給及び運転手雇用の場合に独自の金額を、さらに日吉津村では燃料供給の1日当りの限度額はなんと500円という独自の金額を設定されている。また、個別の契約で17日間選挙運動用自動車を利用した知事選挙候補者の経費総額を上回る金額を要した一括契約で9日間選挙運動用自動車を利用した県議会議員選挙候補者が8名もおられたことに気付き、大変驚いた。一括契約の場合の限度額の見直しに加えて全県を区域とする知事選挙と境港市や岩美郡のように県の一部の区域とする県議会議員の選挙運動用自動車の燃料供給の上限が同じで良いのかなど限度額全般について再検討いただくよう要望する。

④ 最後に限度はあくまで限度であって適正ではないはずだが、「限度額内」→「適法額」→「適正額」となりがちな議員・候補者心理を牽制し、適正金額・適正枚数等を心掛けていただく外圧としての効果が期待できる各候補者の選挙公営制度の利用状況を「積極的に公開」する制度の導入を要望する。

県内の市町村、具体的には４市と東部地区町村の選挙公営制度の利用状況について情報公開制度を利用して確認しようとしたところ、境港市と八頭郡の３町は区域外住民からの情報公開請求には応じない制度になっており確認できなかったが、鳥取市、米子市、倉吉市及び岩美町は適正額の良識派も若干おられるものの、限度額と同額かそれに近い候補者が多く、鳥取県全体の税金の無駄遣いが相当な金額に達していることを確認した。国全体では国の選挙も含めて相当の無駄遣いがあることが推測できる。

これらの状況を打破し、県内市町村だけではなく、全国に鳥取県の『自治』を示される鳥取県議会の御英断を期待している。

▶提出者

鳥取市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（市町村課）

【現 状】

- 1 公職選挙法では、金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として公費負担制度が採用されている。地方選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成については、「条例で定めるところにより」制度を導入できる任意の公営制度とされており、本県では「鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例」（以下「県費負担条例」という。）を制定し、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る費用を公費負担の対象としているところ。
- 2 選挙運動用ポスターの公費負担となる限度枚数は、県費負担条例に則り、国政選挙に準じてポスター掲示場数の2倍までとしているものである。なお、公職選挙法逐条解説によれば「1回の貼り替えまでを公費でみる」という趣旨によるものである。
- 3 公営費は、候補者と事業者が契約を締結し、県が直接事業者を支払を行う仕組みとなっている。そのため、公営費の支払においては、公職選挙法施行規則に準じて定められた「鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則」の規定に則り、事業者から提出される選挙運動用自動車の使用に係る証明書や給油伝票の写し、ポスター、ビラの作成に係る証明書などと候補者から提出された契約書の写しなどを照合のうえ支払手続を行っている。ポスター、ビラは事業者から直接候補者に納品されることから、県への納品や県による地方自治法及び鳥取県会計規則に基づく納品検査が行われる仕組みとはなっていない。
- 4 選挙運動用自動車の使用に関して、公費負担の対象となる単価などの上限は、県費負担条例に則り、国政選挙と同じ鳥取県内において実施される選挙であり、物価水準や賃金水準なども変わらないことから国（公職選挙法施行令）と同様としている。なお、全都道府県が条例を定め、知事、都道府県議会議員に係る選挙運動用自動車の使用について公費負担を行っているが、いずれも本県同様に公費負担の対象となる単価などの上限は、国（公職選挙法施行令）と同様としている。
- 5 情報公開に関して、選挙の公営制度の利用実績のうち、選挙運動用ポスターとビラの作成状況等は候補者から提出された選挙運動費用収支報告書を公開しており、さらに本県では鳥取県情報公開条例に基づき公文書開示請求により情報公開を行っている。

【県の取組状況】

金のかからない選挙の実現と候補者間の機会均等を図るため、公職選挙法施行令の改正の都度、県費負担条例を改正し、国と同様の公費負担制度としている。また、選挙の公営制度の利用実績について、選挙運動費用収支報告書を公開しており、開示されていない情報についても、鳥取県情報公開条例に基づき公文書開示請求により情報公開を行っている。